

犯罪被害者等支援条例について

1 条例制定の背景

全国的に凶悪犯罪が頻発し、新潟県犯罪被害者等支援条例が令和3年4月1日に施行され、県内市町村においても犯罪被害者等への支援が求められている。

県内市町村では、犯罪被害者等支援に関する条文を含む条例等が制定されていますが、本市においては犯罪被害者等支援についての記載がないため、令和4年4月1日に「糸魚川市犯罪被害者等支援条例」を施行した。

2 条例制定の必要性

- 市内においても凶悪犯が発生しており、犯罪による直接的な被害だけでなく、二次的被害にも苦しんでいる現状があるため、地域社会における犯罪被害者等支援が重要。
- 国や県、警察等の関係機関と連携し、被害の回復及び軽減を図る必要があること。
- 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供される庁内体制の整備を図るもの。

3 条例の基本理念(4項目)

- (1) 犯罪被害者等の尊厳及び権利を尊重する
- (2) 犯罪被害者等の状況に応じた適切な支援を行う
- (3) 安心して暮らすために必要な支援を途切れることなく提供する
- (4) 犯罪被害者等のプライバシー及び個人情報の取扱いに配慮する

二次的被害

- ・心身への負担(精神的にな不調、後遺症等)
- ・経済的負担(転職や失職、転居、医療費や裁判費用などの負担)
- ・精神的な苦痛(無配慮な言動、偏見、誹謗中傷、過剰な取材等)
- ・時間的負担(事情聴取や裁判などへの対応、仕事への影響)
- ・再被害の不安や恐怖